

松くい虫被害木調査委託契約仕様書

(適用)

- 1 この仕様書は、松くい虫被害木調査委託契約について一般的事項及び調査事項を定め適用するものである。
- 2 松くい虫被害木調査委託契約の実行に当たっては全て誠意を旨とし、かつ実施の細部について受託者(以下「乙」という。)は、委託者(以下「甲」という。)が定めた監督職員の指示に従わなければならない。

第1 一般的な事項

1 調査計画表の作成、提出、承認

- (1) 乙は、収穫調査委託契約約款(以下「約款」という。)第2条第1項の規定に基づき、「調査計画表」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 乙は調査計画書の内容に変更が生じたとき及び調査期間内に調査を完了することができないと認めるときは、約款第12条第1項の規定に基づき甲に対して遅滞なくその理由を詳記した書面に変更調査計画書を添付して、期間の延長を求めることができる。
- (3) 甲は、前号の場合においてその理由が正当と認められ、かつ事業実行上支障が無いと認められるときは、調査期間を延長し、その旨を書面をもって乙に通知しなければならない。

2 現場代理人及び担当技術者

- (1) 乙は、約款第6条第1項に基づき「現場代理人及び担当技術者等届」を調査前に甲に提出しなければならない。
なお、約款同条第4項の規定により変更した場合又は乙の都合により変更した場合も同様とする。
- (2) 現場代理人は、別表「担当技術者の資格区分」にある技術員の技術経歴以上の者であって、甲が適切と認めた者とする。

3 極印管理責任者及び極印使用者届の提出

乙は、約款第7条第1項に基づき、「極印管理責任者及び極印使用者届」を調査前に甲に提出しなければならない。

4 支給材料及び貸与品

- (1) 甲は、約款第8条第1項に定める支給材料及び貸与品について「支給材料通知書」及び「貸与品通知書」により乙に通知するものとする。
- (2) 乙は、約款第8条第2項の規定に基づき支給材料又は貸与品の引き渡しを受けたときは、その都度「支給材料等借用書」又は「貸与品借用書」を、甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、支給材料が不足したときは、「支給材料追加申請書」を甲に提出することができる。
- (4) 甲は、前項の「支給材料追加申請書」を受理したときは、調査の実施のために必要と認められない場合を除き、「支給材料追加通知書」により、乙に通知するものとする。

5 極印の貸与、返納

- (1) 甲が乙に対して約款第9条第1項の規定に基づき極印を貸与する場合は、甲の極印管理担当者が行うものとする。
- (2) 乙は、約款同条第2項の規定に基づき極印の引き渡しを受けたときは、その都度「無償貸付物品借受書」を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、約款同条第6項の規定に基づき調査の完了もしくは変更又は契約解除等によって極印が不要となったときは直ちにその極印について「貸与極印返納届」及び「極印使用簿」を添えて、甲の指示した時期及び場所で甲に返納しなければならない。

6 変更契約

- (1) 次に掲げる場合は、約款第 11 条第 2 項に基づき契約を変更する。
- ア 契約を履行できない調査箇所が発生する場合
 - イ 調査箇所を踏査した結果、次に掲げる事項について甲が指示した場合
 - (ア) 立木調査方法の変更
 - (イ) 新たに伐採列等を設定するための実測作業
 - (ウ) 新たな標準地調査法の標準地の設定
 - (エ) 新たな除外地の設定。ただし標準地調査法による調査箇所は除く。
 - (オ) 収穫とりやめ
 - ウ その他契約条件が変わると甲が判断した場合
- (2) 予定数量(調査区域面積)に対し 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合は、約款第 11 条第 3 項に基づき契約を変更する。
- ただし、標準地内のみ選木・標示を行う標準地調査法の面積は増減の対象とせず、毎木調査法の面積が 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合のみを対象とする。

7 委託代金の確定及び部分払

本委託契約は、概算契約であることからその精算が必要であり、約款第 15 条第 3 項の規定に基づく委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

- (1) 予定数量(調査区域面積)に対し 30 パーセント未満の増減の場合の委託代金
- ア 委託代金確定額
- 最終的な委託代金確定額は、契約金額(消費税を除く)を予定数量(調査区域面積)で除した単価(端数処理をしていないもの)に確定した数量(調査区域面積)を乗じて算出する。
- イ 消費税及び地方消費税相当額
- 委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数は切り捨てる。
- ウ 精算
- 委託代金確定額は、部分払累計額を控除したものとする。
- (2) 部分払
- 約款第 16 条第 3 項に規定する部分払いの委託代金相当額算定方法は次のとおり行う。
- ア 一部完了部分に対する部分払
- 調査完了した箇所(林小班単位)における検査合格に対する部分払とし、その委託代金算定は次による。
- 甲が算出した契約箇所(林小班単位)ごとの経費の総和×0.9×消費税
- イ 2の(1)で算出した単価は、契約総額の単価であるため部分払の代金確定には採用しない。
- (3) 収穫とりやめ箇所 間伐設計の結果等からその後の調査をとりやめる箇所については、間伐設計等までの経費を見込む。

8 その他

- (1) 甲が委託調査地への立会を求めたときは、乙は、特別な事情のない限りこれに応ずるものとする。
- (2) 本契約に係る諸手続については、甲が指示する様式を使用するものとする。

第2 調査に関する事項

1 収穫調査の細部

- (1) 収穫調査の方法及び取扱いの細部については、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程」(令和 2 年 6 月 22 日 2 東資第 115 号)、「東北森林管理局収穫調査規程の運用」(令和 2 年 3 月 31 日元東資第 115 号)「国有林野産物極印規則」(昭和 34 年 4 月 4 日農林省訓令第 15 号)、「国有林野産物極印規則実施細則等について」(昭和 34 年 12 月 2 日 34 林野業第 3336 号)、及び「間伐の要領の制定について」(平成 28 年 2 月 17 日 27 東計第 90 号)「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について(暫定版)」(平成 23 年 4 月 28 日付け計画課長文書)の定めるところによるものとする。
- (2) 甲は、前項に掲げる文書の内容について具体の指示がある場合は、特記仕様書に示すもの

とする。

(3) 甲は、必要に応じて調査内容の変更を乙に指示することができる。

ただし、調査箇所を追加、振り替えは行わないものとする。

2 希少動植物

乙は、調査に際して、希少動植物の生息・生育を確認した場合は速やかに甲に報告するものとする。

3 安全管理態勢の確立

(1) 乙は、労働安全衛生に関する諸法令及び交通法規のほか、甲の指示を遵守し、労働災害及び交通災害を発生させないものとする。

(2) 乙は、調査地ごとに現場代理人及び安全管理者を配置するものとする。

また、災害発生時等緊急時の連絡体制を甲へ届け出るものとする。

(3) 乙は、現場作業担当者の非違行為によって、林野火災を発生させないものとする。

4 その他

(1) 乙は、作業上必要な施設の設置箇所については、甲の指示を受けるものとする。

(2) 乙は、業務上知り得た成果等について他人に漏らしてはならない。

(3) 乙は、約款及びこの仕様書に明示されていない事項又は疑義を生じたときは、監督職員の指示を受け、これに従うものとする。